

予備試験答案練習会（債権法Ⅰ）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(40)		0
手付の性質論	(10)		
手付の性質論についての指摘		4	
契約において特に定めがない場合は、解約手付であると推定されることについての記載		6	
履行の着手	(14)		
「履行の着手」についての記載・条文		4	
履行に着手した一方当事者の不測の損害を防止という、趣旨について記載がある		4	
「履行の着手」の意義 履行の着手とは、債務の内容たる給付の実行に着手すること、すなわち、客観的に外部から認識し得るような形で履行行為の一部をなし、または、履行の提供をするため欠くことのできない前提行為		6	
当てはめ	(16)		
司法書士への登記手続の委任は履行行為の一部に当たらないことの指摘		4	
登記手続は司法書士に委任しないとできないものではないから、履行に不可欠なものとはいえないこと		4	
準備行為にすぎないということ		4	
登記手続の委任につきある程度の費用を支出したことは容易に推認できるところではあるが、そのような損害が巨額に上ることでもないことも経験則上明らかであるから、手付解除を認めたとしても、不測の損害を防止するという解約手付制度の立法趣旨を損なうものではないこと		4	
※1 その他結論を導くのにふさわしい理由については各4点、当てはめで16点を上限に加点する			
※2 結論はどちらでも良いが、論理的・一貫性を欠くものについては加点しない。			
〔設問2〕	(40)		0
問題点の指摘	(4)		
形式上別個の契約であること		2	
契約の相手方当事者も異なっていることを指摘していること		2	
原則論	(4)		
一方の契約に解除原因があっても他方の契約関係に影響を及ぼすことはない、という原則論について記載があること		4	
規範定立	(12)		
契約の目的とするところが相互に密接に関連付けられていること		6	
社会通念上、いずれかの契約が履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められること		6	
※1 判例どおりでなくとも、自分なりに規範の定立ができていれば、8点を上限に加点する			
当てはめ	(16)		
本件売買契約は、ライフケアを目的として分譲されるものであり、ライフケア契約と土地付区分所有建物の売買契約が一体になった契約書とされていること		4	
本件マンションの購入者はY2社との間でライフケアサービス契約を締結することが売買契約上必須の内容となっていること		4	
転売する場合においても転売先の第三者がライフケアサービスをY2社との間に締結してライフケアメンバーとなる必要があること		4	
本件マンション売買契約に違反した場合、契約条項上当然にライフケアサービス契約の消滅事由とされている		4	
※2 その他結論を導くのにふさわしい理由については各4点、16点を上限に加点する			
法的評価	(4)		
密接関連性と目的不達成について区別して記載している		4	
※3 結論はどちらでも良いが、論理的・一貫性を欠くものについては加点しない。			
裁量点	(20)	20	
合計	(100)	100	0